

社村  
柳森神社々記

附明理川の起源

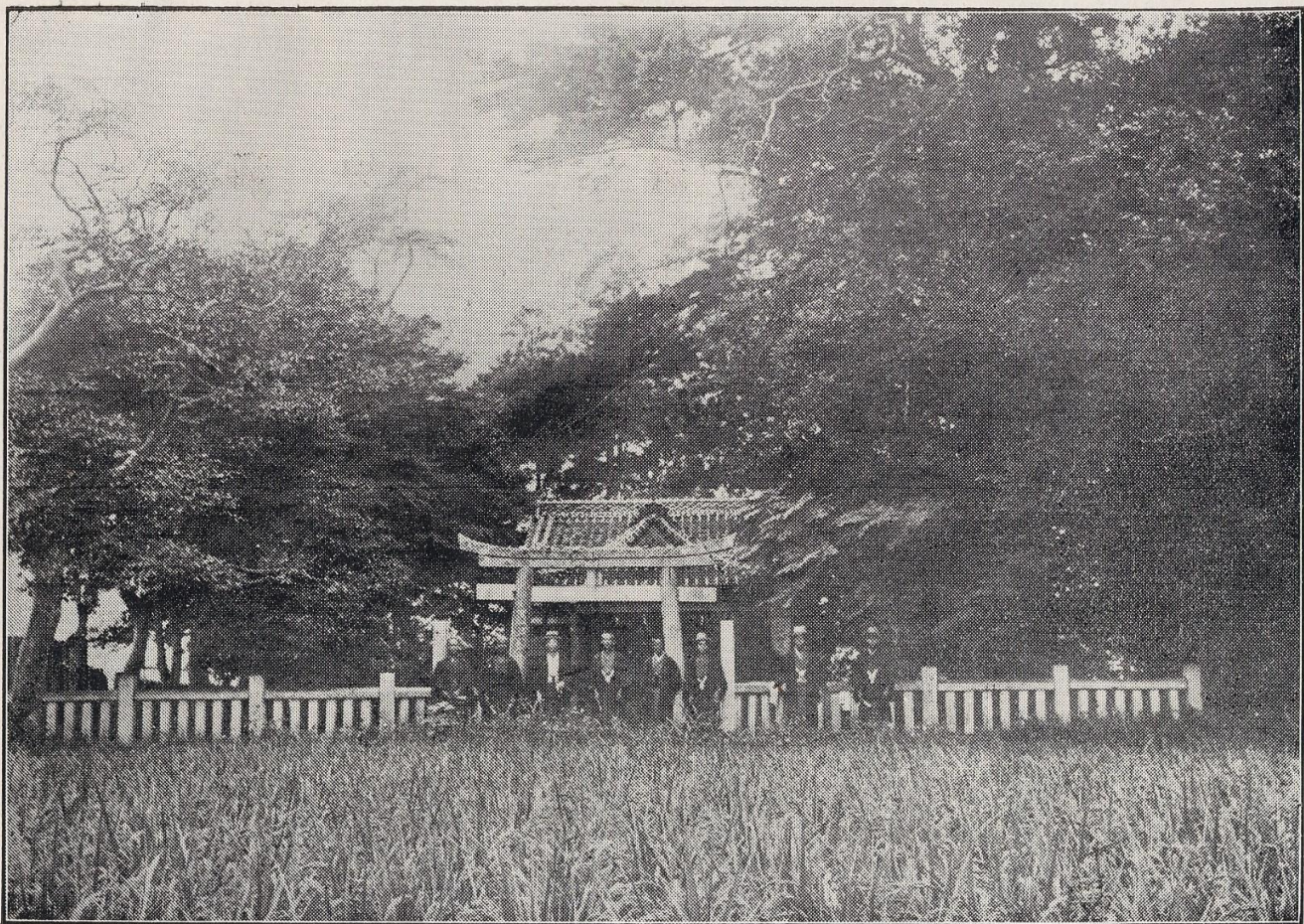
森神樹徳信傳也

興業原秘蹟産

柳森出



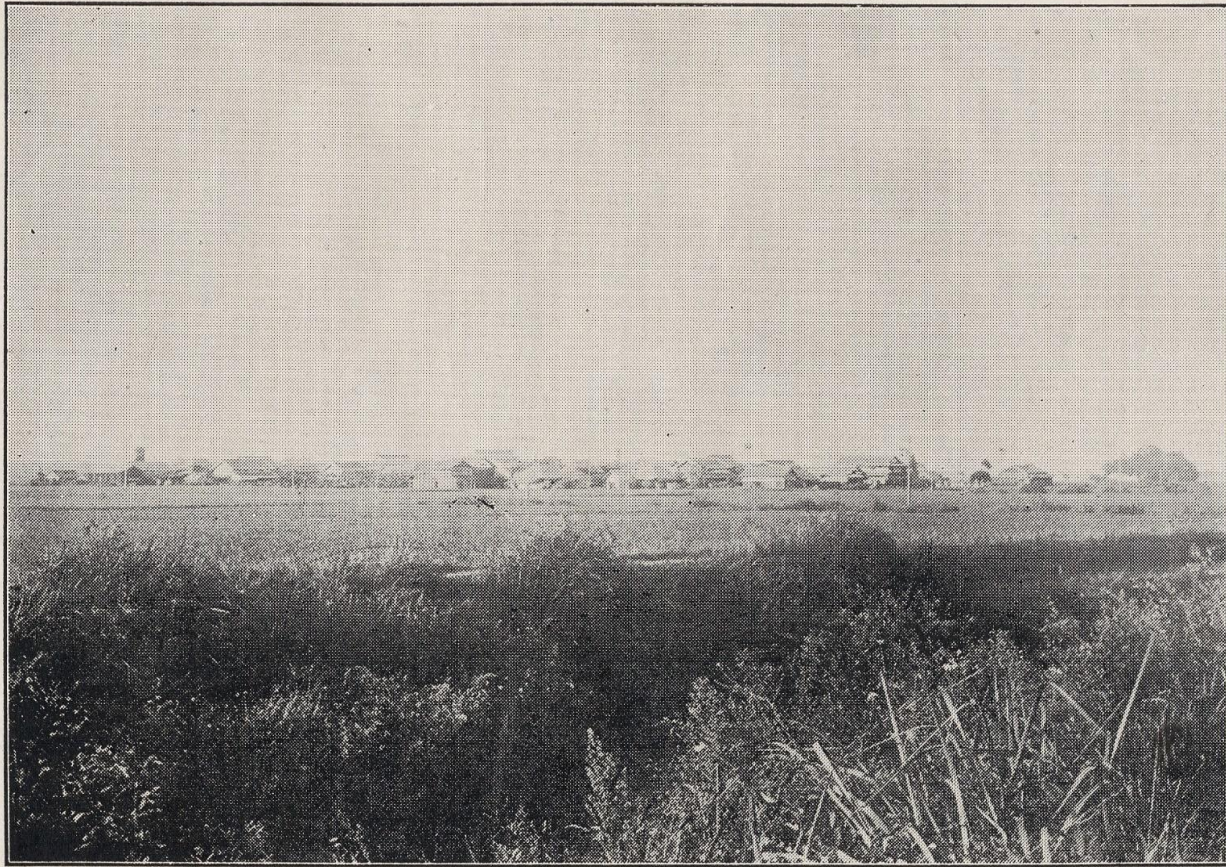
村社柳森神社正面の光景



向つて右より

氏子 總代理	神 殿 建 築 委 員	神 社 基 本 財 産 理 者	神 殿 建 築 委 員	氏 子 總 代	神 殿 建 築 委 員	神 殿 建 築 委 員	氏 子 總 代	神 殿 建 築 委 員	氏 子 總 代	神 殿 建 築 委 員	氏 子 總 代
秋 川 龜 藏	石 原 清 造	一 色 耕 平	一 色 儀 三 郎	石 原 勝 太 郎	石 原 秀 藏	越 智 増 太 郎	石 原 利 右 衛 門				

愛媛縣周桑郡壬生川町明理川新筋よ観望の光景



柳森神社新築殿側面観望の光景



建築委員兼總代

秋川 龜藏

石原 秀藏

一色 儀三郎

石原 清造

建築委員兼總代

一色 耕平

石原 勝次

石原 利右門

越智 増太郎

(影撮テニ前宅平耕色一) 員委築建殿神社神森柳社村

素盞鳴尊武健の一端 (略前)

素盞鳴尊天より降り出雲の國簸の川上に到る時に啼哭の聲あるを聞く故に聲を尋ねて往き覓れば一老公老婆が中間に一人の少女を撫て而して哭く素盞鳴尊問ひて曰く汝等誰そ何の爲めにかく哭くや對て曰く我は國神なり號は脚摩乳我妻の號は手摩乳此の童女は是れ吾兒なり號は奇稻田姫哭く所以のものは往時に吾兒八箇の少女あり年毎に八岐の蛇の爲めに吞まれん今此の少女をも吞まれんこす免脱ん由もなし故に衷傷し告く素盞鳴尊救して曰く若然らは汝當に女を以て吾に奉せん耶對て曰く救のまゝに奉らんと素盞鳴尊は立所に奇稻田姫を化り湯津の爪櫛を爲り而して御髻に挿したまひ乃ち脚摩乳手摩乳をして八醞の酒を醸し併せて假殿八間を作り各の一口の槽を置いて而して酒を盛り以て之を待つ期に至り果して大蛇あり頭尾各八岐あり眼は赤酸醬の如し松柏背に生ひて八丘八谷の間に蔓延し頭各一槽に酒を得るに至る酒を吞んで酔ひ睡る時に素盞鳴尊は乃ち帶ふ所の十握の劔を抜ひて其大蛇を寸斷し尾に至つて劔の刃は少し缺けん其尾を割裂て之を視れば中に一劔ありたり此れが所謂草薙の劔なり 素盞鳴尊曰く是れ神劔なり吾いかんぞ敢て私に以て安んじ玉わんや乃ち天神に上獻る而して後行き將婚之處を覓む

遂に出雲の清地に到り乃ち言曰吾心清清し彼處に宮を建て時に素盞鳴尊歌ひ玉ひて曰く「夜句茂多菟伊都毛夜霸餓岐菟磨語昧爾夜霸餓枳菟俱盧贈廻夜霸餓岐廻」乃ち相與に邁合し而して兒大已貴神を生む因て救して曰く吾兒の宮の首は即ち脚摩乳手摩乳なり故に號を二神に賜ふて稻田の宮主の神と云ふ已にして素盞鳴尊遂に根の國に就かしめん 大蛇を寸斷せし劔を號けて蛇の巖正と云ふ今石の上にあり草薙の劔は尾張國吾湯市村に在ます即ち熱田祝部掌る所の神是なりと日本書記卷の第一神代の上にある

# 村社柳森神社々記

## 第一章 緒論

自己を明にせんと欲せば其父母にしかず。一家の系統を知悉せんこせば祖先に溯究するを要す。吾人群居集團して部落を爲し法治の町村を形作り共存共榮の生活を營むもの之を自治體と爲す。而して其集團たる部落又は町村か何れの時代に於て如何なる動機に依て之を創造せしかを知らんと欲するは吾人の至情なり。希望なりとす。

神社在り其神靈を奉祀する所感と創始時代を明瞭にし而して後其尊崇すべき靈驗と奉祀すべき原由を闡明し。其真相を自覺諒解し以て彌々敬虔の意を傾け奉祀すべきものなり之を否らすして崇始の因由も不明神靈の何たるをも極めずして漫然として信するもの之を迷信と言ひ盲信と稱し誤信とも言ふのである。今や帝國の大勢を察するに。時代思潮は頗ふる混亂し。新舊思想は交錯を極め民衆は其歸嚮する所を迷ひ。危険思想は醸生し機勢漸く急激の時に當り。國民精神の基準を知り國民道徳の振興を圖り人心の浮動を靜め疑惑を一掃し。辛蟀不正の邪惡と煽動を排除し。國體に副ふ健全なる思想を好愛せんと欲せば。神其靈に信仰し尊崇し以て所信を鞏固ならしむるにありと信するものなり。

故に柳森神社の創始と神靈の何物たるかを多衆が知悉するは最も必要の事と思考し。神社の真相を明確に諒解を與へんとす。

## 第二章 明理川の起源及其時代

古昔舊桑村郡は巽川の郷籠田の郷、吉岡の郷、津宮の郷、御井の郷、と稱し此五ヶ村の外なかりしなり。而して巽川とは入川 籠田とは古田 吉岡とは上市 津宮とは宮之内御井とは楠を云ふ。其後多くの年所を経て人口繁殖し廿餘の町村(今の部落)となる。

現在の大明神川が開通せざる時河之内山の溪谷より滔々流下する水は。象か森の山麓を廻り佐々久山の西に流れ。一定の堤防なく水勢は低きを逐ふて漫流し其所此所に水勢土砂を卷て寄洲は小山状を爲し。川なし川又は小島川と稱するに至れり。

一方相の山南東より北に流る、兩川か合流する所となる。此所を出合と云ふ此の滂湃たる兩川合流の鋭き水勢なるに現在の新川下流たる水道附替さる時流下する全部巽川の呑む所たり加之ならず満潮時に際して逆潮と衝突し特に大明神川開通なき其水の全部が巽川の郷に氾濫暴溢し。時に治水の防備なき蒙昧の時代民人の被害と驚怖は察知すべきなり。巽川郷は戎の木附近を中心に居住せしも水難毎に被害は巽川郷に限る時人巽川と云

ふ村名を懼恐れて入川と改稱しにふ川と唱へしも尙折々洪水高潮川に溢れ人家を崩流する事頻々たり。茲に於て人々思ひ／＼に其所彼所と住居を移轉するに至る潮水の難を免かれたる土地を圓海地と云ふ全く寺ありて村名とせしにあらざ村ありて寺の名後に定る又往古より此所に波周敷大明神と稱する恭しくも神明まします。其明い神の前に流る、川の上みに居宅を構へ一ツの里となりしにより社号の文字を象りて明理川と稱し明理川より北に方りて土地の高き所に逃行きて住居を占めた之を北代と云ふ。

尙川尻に水難多ければ入川と書く文字を又忌み嫌ひて丹の字は赤しと讀む故に火にして水難をかわかすふせく事を生するご云ふ意味を以て丹生川と書て同にふ川と唱へしなり其後に至りて天照皇大神の御妹岡象女命を丹生の川上の神社と崇め奉るなり其御社號に村名の文字を附するは支障ありごし。伊勢の長官より御奉圖あり文和元年（大正十五年まで）壬の年なれば丹の字を除き壬と云ふ字に替へて壬生川と改稱して現代に至る。而して壬生川の起源を溯舊するも不明なれごも源平時代河野通信の臣出雲坊宗賢と云ふ勇士の子孫の住したる古跡にして。宗賢の子孫桑原遠江守弘兼は河野通堯に従ひ九州に行き西征將軍の宮に謁し歸りて伊豫を回收し。其後桑原刑部少輔同右京亮等之に居住し。桑原宗賢は黒川氏と戦ひし人なり。又桑原三郎左衛門同遠江守等あり桑原を改めて壬生川氏を

稱す。壬生川攝津守は最後の城主なり。壬生川の記事は町史編纂の機に譲り之を擱き。單に源平の勝敗定り安徳帝入水元暦二年より大正十五年まで七百四十二年を經過したり而して壬生川の起源は其幾百年前の古き事は推想するに難からず

### 第三章 村社柳森神社創始

村社柳森神社は愛媛縣周桑郡壬生川町大字明理川字天皇七十九番地にあり其祭神は左の通り

一村社 柳森神社 舊號 牛頭天官

祭神 素盞 男 尊  
稻田 姫 命

一無格社 天 滿 宮 舊號 明理天滿宮

祭神 菅原道實 神靈

明理川天満宮として特別の古書を見す。雖も壬生川綱敷天満宮の由緒に依れば左の通りにして明理川天満宮は其後ならん。推想するも創始明ならず菅公筑紫に左遷されたるは延喜元年酉年にして大正十五年まで壹千廿五年なり。

### 由 緒

伊豫國桑村郡壬生川字天字木田社地に一字の小祠あり勸請年月日不詳往昔菅公筑紫に左遷し玉ふ時當國火燧灘にて暴風に遇ひ玉ふ時

風こそは波のはらをは賞てさせれ

とがなき舟のうたるべきとは

かく詠じ給へは風雨漸く鎮まり又天幸を得玉い御舟を平砂に漕き寄せ玉ふ。今に字して御舟丁と云へり。天神木邊に大石あり此上に御冠を置き玉ひ、傍に綱を曲て暫時此上に座し玉ふ故に綱敷天満宮と稱す、方今井戸の上の現社地より十丁餘北方新川と北前と云ふ人家との間にあり、今に天神の木と字し古松あり、又梅グロと塚の丁と云ふもあり。

右大石は今水田に埋れり、當社往後は神詠風こそはの三十一字を神靈と奉崇れとも、今存せず當今は中興作の御木像を安置奉りき。



# 村社柳森神社由緒

天正元年九月十七日(大正十五年まで 三百五十四年)洪水あり籠田郷の舊社地崩壊して神像漂流し今の社地の異の柳木上に懸る、此地は古田明理川兩村界に屬する故に棄て祭祀せざるこ久しきに涉り、然るに明理川の人山路某の屋上に白幣降る村民感應祠を此地に建て二神の像を安置し崇敬し、靈驗顯著にして疫病消除の神となし、毎年正月朔日より同七日に至るまで衆庶群參す

## 一拜殿新築

明治十三年

建築費既往に屬し詳細は不明 一般寄附金を以て充當す

## 一神殿新築

興行十四尺四寸 前十一尺四寸 後十二尺 柱高壹丈  
 從前の建物古損し一般信者の寄附金を以て木造銅板葺に新築す  
 神殿拜殿間左右石造玉垣新造  
 時大正十二年 建築費 五千五十四圓四拾錢

本社神殿及玉垣建造に付ては寄附募集に出張は本部落各人の努力せし其勞は多とするも中に就き左記の者は終始一貫建築委員として建築一切の任務を處理し完結せしめたる者なり

石原 秀藏 一色儀三郎 石原利右衛門  
 越智増太郎 石原勝次 秋川龜藏  
 越智竹次

## 神殿建築當時明理川者左の通

石原和太郎	山路卯吉	秋川卯七
秋川覺次	石原清造	一色セシ
一色喜六	一色隆助	一色辰吉
近藤彌十郎	高橋輝一	石原秀藏
石原徳治	瀨良丑吉	石原與十郎
石原利右衛門	越智幸藏	一色廣助
石原勝次	石原長平	越智柚太郎
秋川安喜造	石原丹治	一色清太郎
越智重太郎	一色和三郎	秋川政太郎

近藤實太郎	秋川高治郎	一色儀三郎
近藤豊稔	一色甚太郎	越智増太郎
青野源太郎	近藤松吉	一色藤義
近藤岸太郎	一色耕平	越智鶴松
越智富五郎	櫛部和田兵衛	一色徳藏
秋川宗助	越智寅吉	黒川團三郎
近藤米太郎	一色佐吉	秋川龜藏

#### 第四章 登録基本財産

左記土地は明理川所有を既に柳森神社に寄附し尙村田惣助名義を當該官廳の許可を得て一切舉て柳森神社尙外壹筆は一色耕平より大阪住友合資會社に依頼の上買收した。而して大正十五年七月廿八日付申請同年八月二十日愛媛縣廳神社財産臺帳に登録濟のもの左記の通り

柳森神社所有地

大字	字	地番	地目	反	別地	價	地主	摘	要
明理川	五反地	一四五、ノ一	宅	六八坪六	二七、四四〇	柳森神社	明理川所有ヲ部落協議ノ上寄附		
〃	〃	一四五、ノ二	墓	〇、二二	/	〃	〃	〃	〃
〃	〃	二三一、	宅	七一坪	一九、八八〇	〃	〃	〃	〃
〃	櫛引	三三三、ノ二	田	五二五	一六、九四〇	〃	〃	〃	〃
〃	〃	三三五、ノ一	田	一一五	四、六二〇	〃	〃	〃	〃
〃	〃	三九二、ノ一	田	二〇〇	四、七〇〇	〃	〃	〃	〃
〃	五反地	二二九、	田	七二五	二〇、五〇〇	〃	大正十二年一色耕平斡旋ニヨリ住友合資會社ヨリ買收		
〃	〃	一四四、	宅	二五坪 <sub>七</sub> 二	一〇、二八〇	〃	明理川所有ヲ部落協議ノ上寄附		
〃	天皇	七五、	田	四一八	一〇、八〇〇	〃	村田惣助名義ヲ許可ノ上吏正		
〃	〃	七六、ノ一	田	五二五	一二、九一〇	〃	〃	〃	〃

計

〃	五反地	二二二、	田	七〇〇	一九、四二〇	〃	〃	〃	〃
〃	〃	三三五、ノ二	田	七〇四	二一、九六〇	〃	昭和二年三月四日石原清造ヨリ買收		
〃	〃	三九三、	池	五〇六	/	〃	〃	〃	〃
〃	櫛引	三三四、	池	〇、二五	/	〃	明理川所有ヲ部落協議ノ上寄附		
〃	天皇	七六、ノ二	宅	九坪	二、七〇〇	〃	〃	〃	〃
〃	五反地	二二〇、	田	二二五	六、六五〇	〃	〃	〃	〃
計		墓地		〇、二二	/				
		池		六〇一	/				
		宅	一七四坪三二	六〇〇、三〇〇					
		田	四、三二七	一一八、五〇〇					

## 第五章 結 論

以上記述之明理川の起源と村社柳森神社の創始を明確にし尙進んで本社維持を鞏固ならしめん爲め本部落民一同協議の上部落有其他土地を整理し若くは買収し郡長より收得

の許可を受け本社基本財産として所有權移轉の登記手續を了し大正十五年七月廿八日付を以て神社財産として愛媛縣廳神社財産臺帳に登録の申請書を提出し同年八月二十日付登録済の通知を受け茲に全く手續完結せしにつき後年の參考に供す

將來該社の神職たり總代として其任に方る者は神社の沿革財産の異動神職並に總代の更迭其他必要の出來事を記録し以て既往を知り進んで將來の計畫資料とし財産の増加に努め敬虔の誠意を盡し益々神社の尊嚴と萬代不易の國體を體得し健全なる思想に信仰し以て一般信者の幸福ならん事を望み今や整理の任を結了するに際し感興の一端を記録する  
こと斯の如し

大正十五年九月二十日

一色 耕 平 識